

平成 2 5 年度 予 算 編 成 方 針

1 社会・経済状況に関する現状と認識

少子高齢社会のいっそうの進展や人口減少時代の到来、また、社会資本整備が一定の段階に達したことにより維持管理中心の社会へ移行しつつあることが時代の基調となっている。我が国の経済規模が、今後、大幅に拡大することは期待できない。

東日本大震災の爪痕は、いまだ被災地を中心として色濃く残っている。また、復興に向けた確かなスタート地点に立てていないという不安感から、先行きに不透明感が増している。あわせて、短期間のうちに、急激に進行した円高が常態化するとともに、欧米及び新興国経済の景気動向が日本経済を下押ししている。

社会保障経費や扶助費については、対象者の自然増や国の制度創設・拡大による地方負担の増加が避けられず、「社会保障と税の一体改革」の全体像が示されない現状において、地方自治体の財政は、更に制約される傾向にあると言わざるを得ない。

2 本市の財政状況

平成 2 3 年度決算における経常収支比率は、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を除くと、100%を超えており、このことは、特例債を借り入れなければ、経常経費が賄えない現状を示している。平成 2 5 年度の市税収入はわずかに回復を見込むものの、依然として本市の歳入見込みは非常に厳しく、現時点で、平成 2 5 年度予算編成に向けての財源確保は、極めて困難が想定される。

歳出では、職員人件費について、総体では減少するものの、退職手当債による財源手当が望めないため、一般財源の増額充当を見込んでいる。また、公債費は、臨時財政対策債の借入等による増加が避けられず、扶助費も、前述のとおり、増加は止まらない。更に、平成 2 5 年度から、伊勢原協同病院移転新築に対する補助や伊勢原市事業公社経営健全化計画に基づく支出が予定されている。

このように、平成 2 5 年度予算編成に向けた本市の財政状況は、極めて厳しいものといえる。持続可能な都市として、行政サービスの継続性を担保するため、現状を打開しなければならない。

3 予算編成の基本的な考え方

平成23年度予算執行及び平成24年度予算編成では、東日本大震災や国の制度変更などの外的要因による財源不足に対処するため、緊急財政対策本部を設置し対策を講じたことにより、市民サービスに必要な財源を確保し、行政の継続性を維持することができた。

また、平成24年度は、前年度繰越金や普通交付税などの追加計上が可能となり、基金残高の減少はあるものの、財源確保の面で一定の改善があり、平成25年度へと繋げることができる見込みである。

しかしながら、新たな歳出要因により、平成25年度が、昨年度に引き続き、厳しい状況になることが明らかであることから、引き続き、緊急財政対策本部の下で予算編成に臨むこととする。編成に当たっては、平成24年度予算での団体等補助金の削減のような外部への一律の協力を求めず、基本的に市内部の自助努力により、財源不足の解消を図るとともに、極めて限られた財源で効率的かつ効果的な予算とする。

創意と工夫でいっそうの歳入確保に努力するとともに、国県補助事業を含めた臨時的経費の見直し、例年、縮減しながらも一定の予算を計上してきた経常経費の大幅な縮減、更には、義務的経費も削減を前提として見直すことを、平成25年度予算編成の基本的な考え方とし、次のとおり、具体の事項を定める。

(1) 平成25年度予算において財源を優先配分する施策

現時点で、新総合計画が策定中であることから、平成25年度の重要施策大綱は策定しないこととする。こうした中、新総合計画に選定を予定した施策並びに市長が政策として掲げた項目については、事業の内容、実施方法、財源等を精査した上で、一般財源の優先的な配分に配慮する。しかしながら、歳入見込みが極めて厳しいことから、別に定める予算編成要領（以下、要領という。）が示す目標の達成に向け、可能な限り縮減した事業量とすることを視野に、1件審査とする。

なお、当該事業の査定は新総合計画の策定作業と並行して行い、新総合計画の内容変更に合わせて、柔軟に対応するものとする。

(2) 枠配分方式の休止

枠配分予算編成方式は実施しないこととする。平成18年度予算編成から、庁内分権や職員のコスト意識向上等を目的として導入したものであるが、現下の財政状況に鑑み、昨年度に引き続き、全ての事業を査定対象とする。従前、枠配分対象であった事業の予算要求に当たっては、従前の一般財源額を更に縮減することとする。

(3) その他の事務事業経費

新総合計画に選定を予定した施策並びに市長が政策として掲げた項目を除く、その他の事業については、事業の内容、実施方法、財源等を精査した上で、臨時的経費については予算計上の見送りや縮減も含め、要領が示す目標の達成に向け、可能な限り縮減した上で、一般財源を効果的に配分することとする。

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)については、削減を前提とした見直しを行うこととする。特に、市単独で実施している扶助費は、制度の存廃も含めた見直しを実施した上で、可能な限り縮減した一般財源の配分を行い、扶助費を抑制する。また、職員人件費については、総体の縮減を図る。

特別会計への繰出金については、特別会計の歳入歳出全般について独立採算を前提として精査を行い、収入の確保及び支出の徹底した縮減を図ること。その上で、制度上一般会計が負担することとされている繰出金について一般財源の配分を行うこととし、原則として財源補てんのための繰出金など制度外の繰出金は認めない。精査の上でも制度外の繰出金を要求せざるを得ない場合は、その根拠と理論を明確にした上で、最小限の予算化を図ること。

団体等に対して支出する補助金・負担金・交付金等についても、次の「(4)経費積算の適正化と既存事業の見直し」に掲げる事項に基づき、縮減を前提に、真に必要な額を精査すること。

平成24年度予算編成において実施した一律の減額は復元することとするが、個々の補助金ごとに事業の妥当性や金額を効果と照らし、真に必要な額を見積もること。特に、率先して一般財源の縮減に取り組む姿勢を明確にするため、職員親睦会及び教職員互助会等の公務員で構成される団体に対する福利厚生を目的とした補助金は、要領が示す目標の減額を図る。

(4) 経費積算の適正化と既存事業の見直し

次の点を踏まえて、可能な限り縮減した金額を計上すること。また、執行可能な事業量を十分に検討の上、事業の繰越しや不用額を生ずることがないように留意し、業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。

既存の事務事業

ゼロベースで必要性、緊急性、有効性、費用対効果等について徹底した見直しを行うこと。なお、見直しの結果、実施する必要がある事務事業であっても、事業の内容、方法、財源から可能な限り縮減した経費を見積もること。なお、物件費については、要領が示す目標の縮減を図ること。

複数年度にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約は、徹底した効率化の検討を行った上で、長期継続契約条例の適用を前提に見積もること。

事務事業開始から長期間を経過している事業

法令等の規定により実施が義務づけられているものも含み、必ず、費用対効果等について適正な評価を行うこと。廃止、縮小、統合を必ず検討し、真に継続する必要があるものについてのみ、可能な限り縮減した経費を見積ること。

新規の事務事業

新規事業は、新総合計画に選定を予定した施策並びに市長が政策として掲げた項目に限ることを原則とし、実施方法、財源等を精査し、可能な限り縮減した経費を見積ること。また、この場合においては、既存事業の見直しによる財源確保を前提とする。

起債事業

市債残高の増加を極力抑制するため、適債事業であっても、必要性、緊急性、有効性、費用対効果等について十分検討し、可能な限り縮減した経費を予算要求すること。この場合において、年度内執行事業量を厳正に見込み、結果として過大な積算による多額の不用額や事業の繰越しを生じさせないよう十分注意すること。なお、国県の制度変更十分に注意すること。

債務負担行為の計画的縮減

土地開発公社及び事業公社の経営健全化は、地方自治体の財政の健全化に関する法律の要請するところであり、特に事業公社の経営健全化計画に基づく実行予定額を優先に計上する。新たな債務負担行為予算の計上は、原則として行わないこととする。なお、国庫補助事業採択等、やむを得ず調整する必要がある場合は、必ず財政主管部局と事前の協議を行うものとする。

(5) 国県制度及び国県補助、負担金動向の注視

昨年度に引き続き、国県制度に関しては、極めて制約的な日時の中で内容が確定していくことが予測される。地域主権改革とそれに伴う地方財政や制度動向に常に細心の留意をすることとされたい。

国県支出金については、関係機関との連絡を密にし、制度の改正動向等に関する情報収集に努めた上で、最大限その活用を図り、適切な予算見積りを行うこと。また、国県支出金の廃止や減少があった事業については、見直しを図る機会と捉え、適切な対応をとること。継続が不可欠な事業であっても、市の一般財源で負担することを当然と受け止めず、あらゆる手段をもって国、県と調整を行うこと。

(6) 行財政改革の取組

行財政改革の推進に向けて、引き続き、最大限の努力を傾注し予算編成を行うこと。

(7) 適正負担に基づく市民サービスの充実

施設利用や各種行政サービスの提供に対して、受益者に応分の負担を求めることは、市民間の公平を図り、市民サービスを向上させていく上での重要な前提である。各行政分野において、いっそうの点検作業を進めること。

(8) 施設の維持修繕・老朽化対策

既存施設の老朽化が進む中、施設を良好に維持し、施設寿命の長期化を図っていく必要があるため、施設等の維持・修繕に係る経費については、複数年度の弾力的な財源配分等も踏まえ、最小限の経費を見込むこと。この際、前年度の一般財源額を上回らないことを原則とする。

1 平成25年度の財政収支推計(一般会計・一般財源ベース)

参考資料

(歳入)

(単位:千円)

区 分		25年度	24年度	増減	備 考
市税・地方譲与税等	市税	15,547,000	15,497,400	49,600	担当課の見込を基に推計
	地方譲与税	231,900	236,100	4,200	国からの情報等を基に推計
	利子割交付金	29,400	33,800	4,400	"
	配当割交付金	35,300	31,900	3,400	"
	株式等譲渡所得割交付金	18,800	20,000	1,200	"
	地方消費税交付金	978,400	949,900	28,500	"
	ゴルフ場利用税交付金	10,300	11,500	1,200	"
	自動車取得税交付金	162,400	162,400	0	"
	地方特例交付金	74,900	74,900	0	"
	地方交付税	654,300	654,300	0	"
	交通安全対策特別交付金	19,100	19,100	0	"
	小 計	17,761,800	17,691,300	70,500	
その他	財政調整基金繰入金	0	50,000	50,000	H25は繰入を見込まない
	目的基金借入金	0	0	0	H24,25は借入を見込まない
	前年度繰越金	30,000	752,666	722,666	H24の状況に基づき推計
	臨時財政対策債	1,462,900	1,462,900	0	国からの情報等を基に推計
	諸収入ほか	127,700	127,700	0	H24決算見込等を基に推計
	小 計	1,620,600	2,393,266	772,666	
合 計		19,382,400	20,084,566	702,166	

(歳出)

区 分		25年度	24年度	増減	備 考
義務的経費	人件費	6,292,456	6,028,900	263,556	H25は退職手当見込まず(職員同数見込み)(H24は、退職手当償376,000千円控除後の額)、H23に実施した管理職手当削減を通常実施とした(20,376千円)。
	扶助費	2,408,158	2,255,700	152,458	H24決算見込等を基に推計
	公債費	2,729,800	2,551,000	178,800	償還計画を基に推計
	小 計	11,430,414	10,835,600	594,814	
その他経費	物件費	3,312,096	3,249,600	62,496	H24決算見込等を基に推計
	維持補修費	183,183	137,900	45,283	"
	補助費等	2,294,377	2,262,100	32,277	"
	積立金	500	438,315	437,815	H25は、財政調整基金積立金(条例分)のみを見込む
	繰出金	3,095,200	2,806,700	288,500	特別会計所管課の推計を基に推計
	投資的経費	811,615	315,700	495,915	H24決算見込等を基に推計
	小 計	9,696,971	9,210,315	486,656	
一般財源所要額計		21,127,385	20,045,915	1,081,470	

不足見込額	1,744,985	38,651
-------	-----------	--------

(金額算出方法等)

1 平成24年度は、現時点の一般会計の状況。(歳出の性質別の一般財源所要額は、推計値。)

2 平成25年度の歳入・歳出額(一般財源額)は、「備考欄」記載の方法により推計した金額。

3 仮に、平成25年度に、財政調整基金繰入金:350,000千円及び目的基金借入金:428,000千円を計上したとしても、不足見込額は966,985千円となる。